

核軍縮検証の課題

2023年3月28日

菊地 昌廣

きくりん国際政策技術研究所 代表

前 公益財団法人核物質管理センター 理事

プレゼンテーションの流れ

1. 既存の軍縮・不拡散条約の検証機能
2. 核軍縮条約形成のステップ
3. NPT・IAEA保障措置制度確立の事例
4. 核軍縮検証技術の要件と課題

1. 既存の軍縮・不拡散条約の検証機能

- 検証機能が整備され運用されない軍縮条約はあまり効果がない。
- 加盟国のコンプライアンスを技術的客観性をもって確認する検証制度の確立と運用が必須。⇒ 信頼醸成機能
- 二国間条約：両国の相互査察
- 多国間条約：検証機関による査察
 - 核兵器不拡散条約⇒IAEA保障措置による検証制度
 - 化学兵器禁止条約⇒OPCWによる検証制度
 - 核実験禁止条約 ⇒CTBT0による国際監視システムとオンサイト査察

2. 核軍縮条約形成のステップ

- 核保有国の軍縮に対する **共通の理解形成と政治的合意**
- 合意されたスコープ（遵守義務内容）確認のための **信頼醸成措置（検証制度）の確立**
- 核軍縮の主要なスコープ
 - **核兵器数を増加させない**（prohibition of newly production）
⇒ 新たな生産の禁止
 - **既存保有数を減少させる**（reduction of warhead）
⇒ 削減数の確認
 - **削減した核兵器の不可逆性の保証**（assurance of irreversibility）
⇒ 削減された保管物の解体と廃棄の確認

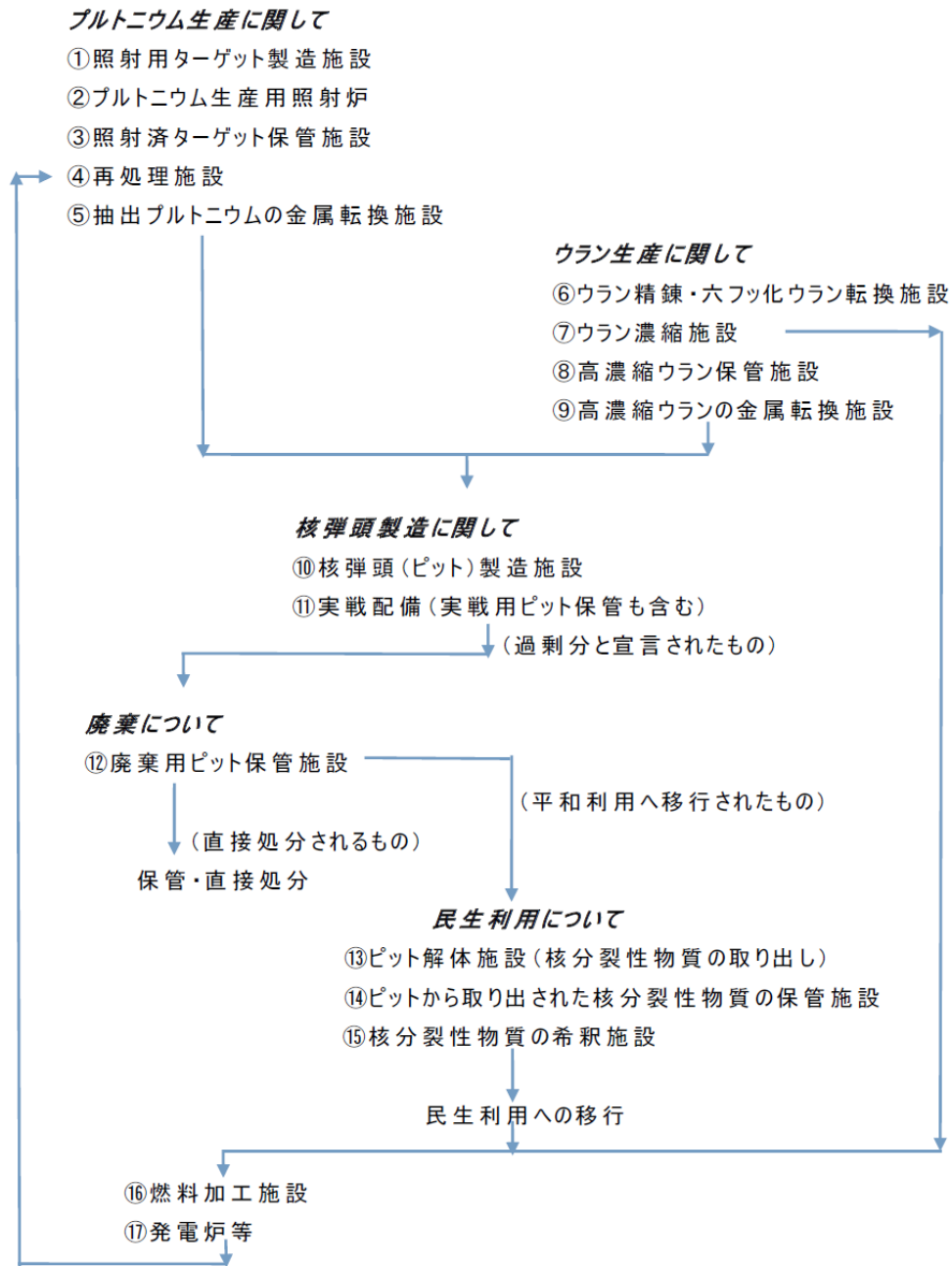


図 核兵器製造から廃棄に至るプロセスと関連施設

3. NPT・IAEA保障措置制度確立の事例

- NPT成立交渉と並行して適用する検証活動（保障措置）について技術的な検討を進めた。
 - － IAEAを中心に複数回の技術的な国際的なワークショップを開催し、核不拡散検証のために適用すべき技術（核物質が核兵器、核爆発装置に転用されていないことを確認するための計量管理を主体とした検証方法）を開発した。
- NPT成立と間を置かずにNPT締約国とIAEAが締結する保障措置協定案（INFCIRC/153）を提示した。

4. 核軍縮検証技術の要件と課題

- 各スコープ (prohibition of newly production、reduction of warhead、assurance of irreversibility) の遵守状況の確認に必要な技術的な要素を明確にし、確認できる技術を構築する。

例えば

- 新たな生産の禁止⇒核兵器生産施設の凍結
 - 削減数の確認⇒削減された核兵器の保管状況確認と解体廃棄確認
 - 保管物の解体と廃棄の確認⇒秘密の再生施設が存在しないことの確認
- 技術的客観性が保証された手法・手段を特定する。
⇒核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV) などにて検討されている。
 - TPNWのような核兵器の開発・製造・保有の禁止、完全な廃棄までスコープに入れた条約の検証機能は更に複雑になる。

ご清聴ありがとうございました。
ご質問、コメントがございましたら
kikurin8@aol.com
までご連絡ください。